

議案第49号

川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓
令

川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関する規程（平成19年川崎市教育
委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「及び看護短期大学」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市立看護短期大学条例の廃止に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するものである。

川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関する規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。）第19条第5項の規定による市立学校（看護大学を除く。）の教職員が休職にされたときの給与の支給については、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）及び教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第9条第2項において準用される場合を含む。）の適用を受ける場合を除き、条例第19条第1項から第4項までの規定を準用する。</p> <p>以下略</p>	<p>川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。）第19条第5項の規定による市立学校（看護大学及び看護短期大学を除く。）の教職員が休職にされたときの給与の支給については、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）及び教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第9条第2項において準用される場合を含む。）の適用を受ける場合を除き、条例第19条第1項から第4項までの規定を準用する。</p> <p>以下略</p>